

平成15年11月19日

公正取引委員会事務総局経済取引局企画室 御中

(住 所)東京都千代田区永田町2 - 17 - 14

(名 称)全国石油商業組合連合会

会 長 関 正 夫

### 「独占禁止法研究会報告書」に対する意見

1. 我が国においては、行政改革、規制緩和が進められているが、ほとんどの産業において、政府規制は緩和、撤廃され、事業者の活動は市場原理に委ねられることとなった。

事業者の活動を市場原理に委ねるについては、公正かつ自由な競争が確保されなければならない、そのための施策が十分でなければ健全な経済の発展は望めないところである。特に、我が国においては、事業者の約97%が中小企業・零細企業であり、これらの中小企業が市場原理の中で大企業と競争していくためには、公正競争確保のための施策が最も必要となってくる。

2. しかしながら、中小企業庁及び各産業を所管する関係省庁は、規制緩和を推進するに当たり、中小企業育成のための公正競争の確保に関する施策については、公正取引委員会の独禁法運用に委ねてきた。

その間、多くの中小企業は、大企業、大規模業者との競争を余儀なくされ、多くの分野において淘汰されていった。

3. 公正取引委員会は、市場における公正競争確保のため、大型店等の不当廉売、優越的地位の濫用等不公正な取引方法の規制に努めてはきたが、独占禁止法における不公正な取引方法の規制に罰則が設けられていないこともあって、その措置は、注意、

警告の行政指導にとどまっております、十分な成果を上げているとは言えないところである。

不公正な取引方法の規制に罰則が設けられていないことは、法が軽視されることとなり、違反行為の抑止効果が期待できないところである。

4. 今回の独占禁止法改正問題は、独占禁止法の措置体系を見直すということであるが、その主たるテーマは、カルテル規制に関する調査権限の強化、課徴金制度の強化であり、不公正な取引方法の規制による中小企業政策の視点が皆無となっている。

中小企業が最も期待するところは、公正かつ自由な競争であるところ、大企業との競争関係並びに取引関係においては、いずれにおいても優越的地位には対抗できず、このままでは我が国における中小企業は全滅する危険性がある。

5. 独占禁止法の規定及び公正取引委員会の法運用は、カルテル規制に偏重しており、バランスを失っているといわざるを得ない。カルテル規制に向けられる強化措置とともに、不公正取引の規制強化に力を注ぐべきである。

独占禁止法における「不公正な取引方法」は、「私的独占」、「不当な取引制限」と並び3本の柱とされているところ、「私的独占」、「不当な取引制限」には罰則規定が設けられているのに、「不公正な取引方法」には罰則規定がなく、その位置付けは比較的軽いものとなっている。

これは、不公正な取引方法が、公正取引委員会の指定によって定めることになっていることから、罰則を独占禁止法本法に規定できないという事情に起因しているものと考えられる。

6. 今次の「報告書」において、不公正な取引方法に対する措置については、『現行の不公正な取引方法に対する措置体系は維持しつつ、消費者保護の観点等から、違反行為による被害が著しく、競争秩序を侵害する程度の大きいものなど一定の行為類型に限定して刑事罰を導入することを検討することが適当である。』と記載(30ページ)されたが、「罰則の導入を検討する」ということであり、罰則の導入を明確にしていないことや、「一定の行為類型」が何なのか不明瞭であることなど、不公正な取引方法に対する罰則強化については、他の措置体系の強化に比べて消極的姿勢が明らかになったと考える。

7. ついては、中小零細事業者がおかれた厳しい経営状況にかんがみ、公正で自由な競争環境を実現するため、不公正な取引方法に係る罰則強化の在り方について、下記のとおり意見を申し述べるものである。

## 記

### 1. 「不公正な取引方法」を独占禁止法本法の中に条文化すること。

- ・ 独占禁止法における「不公正な取引方法」は、「私的独占」、「不当な取引制限」と並び3本の柱とされているところ、「私的独占」、「不当な取引制限」には罰則規定が設けられているのに、「不公正な取引方法」には罰則規定がなく、その位置付けは比較的軽いものとなっている。
- ・ これは、不公正な取引方法が、経済情勢の変化に柔軟に対応するため、本法ではなく公正取引委員会の指定によって定めることになっていることから(告示制度)、罰則を独占禁止法本法に規定できないという事情に起因しているものと考えられる。しかしながら、現実には昭和57年以降20年間も改正されていない。
- ・ したがって、不公正な取引方法については、公正取引委員会の指定制度(告示方式)を廃止して、「不公正な取引方法」そのものを独占禁止法本法の中に条文化して盛り込むべきである。

### 2. 「不当廉売」、「差別対価」及び「優越的地位の濫用」を刑事罰の対象に加えること。

- ・ 今次の「報告書」において、不公正な取引方法に対する措置については、『現行の不公正な取引方法に対する措置体系は維持しつつ、消費者保護の観点等から、違反行為による被害が著しく、競争秩序を侵害する程度の大きいものなど一定の行為類型に限定して刑事罰を導入することを検討することが適当である。』と記載(30ページ)された。
- ・ しかしながら、我が国の事業者の約97%は中小企業・零細企業であり、これらの中小企業が市場原理の中で大企業と競争していくためには、公正で自由な競争環境の整備が大前提であることはいうまでもないことである。こうした中小企業者が置かれた厳しい現状をかんがみれば、不公正な取引方法に対する刑事罰の導入については、検討するまでもなく、速やかに導入を図るべきである。
- ・ 聞くところによれば、「消費者保護等の観点」にある『等』については、中小企業対策としての観点も含まれているとされるものの、一定の行為類型については、「優越的地位の濫用」及び「不当表示」を想定しているとのことであり、「不当廉売」及び「差別対価」については含まれていないと聞いている。
- ・ かかる観点を踏まえ、「消費者保護の観点等」にある『等』について、中小企業対策としての観点も含まれていることを明示するとともに、不公正な取引方法に対する刑事

罰を導入するにあたっては、「不当廉売」、「差別対価」及び「優越的地位の濫用」行為を対象に加えるべきである。

### 3. 公取の調査権限に犯則調査権を付与すること。

- ・ 現在の公取の違反行為に対する調査権限は行政調査権限にとどまっており、このことが、調査自体が甘くなっている原因であり、中小企業の期待を十分に汲み取れなかった一因ともなっている。
- ・ 独占禁止法違反に対する調査にあたっては、現行権限に加え、犯則調査権を付与すれば、国税庁のように厳正な犯則調査が可能となることから、公取の調査権限に犯則調査権を付与すべきである。

以上